

令和3年第3回

富谷市議会定例会議案書

令和3年9月1日提出

富 谷 市

令和3年第3回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1 号	富谷市個人情報の保護に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	1
議案第 2 号	富谷市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について・・・・・・・・	3
議案第 3 号	富谷市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	6
議案第 4 号	富谷市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
議案第 5 号	富谷市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に 関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・	13
議案第 6 号	令和3年度富谷市一般会計補正予算（第6号）・・・・・・・・	別冊
議案第 7 号	令和3年度富谷市市営墓地特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	別冊
議案第 8 号	令和3年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）・・・・	別冊
議案第 9 号	令和3年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	別冊
議案第 10 号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて・・・・	33

諮 問

諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・	34
---------	----------------------------------	----

認 定

認定第 1 号 令和 2 年度富谷市一般会計歳入歳出決算の認定について 別冊

認定第 2 号 令和 2 年度富谷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 別冊

認定第 3 号 令和 2 年度富谷市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について . . 別冊

認定第 4 号 令和 2 年度富谷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい
て 別冊

認定第 5 号 令和 2 年度富谷市下水道事業会計利益処分及び決算の認定について . 別冊

認定第 6 号 令和 2 年度富谷市水道事業会計利益処分及び決算の認定について . . 別冊

議案第 1 号

富谷市個人情報の保護に関する条例の一部改正について

富谷市個人情報の保護に関する条例（平成17年富谷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

富谷市個人情報の保護に関する条例（平成１７年富谷町条例第２号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第１条～第３２条 略 （保有個人情報の提供先への通知） 第３３条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正をした場合にあっては、<u>内閣総理大臣及び番号法第１９条第８号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第９号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第２３条第１項及び第２項（これらの規定を番号法第２６条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 第３４条～第６５条 略	第１条～第３２条 略 （保有個人情報の提供先への通知） 第３３条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正をした場合にあっては、<u>総務大臣</u>及び番号法第１９条第７号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第８号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第２３条第１項及び第２項（これらの規定を番号法第２６条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 第３４条～第６５条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

富谷市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

富谷市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年富谷町条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

押印等の見直しにより改正するもの。

富谷市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

富谷市固定資産評価審査委員会条例（昭和２６年富谷町条例第７号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第１条～第３条 略 （審査の申出） 第４条 略 ２ 審査申出書には、次に_____掲げる事項を記載しなければならない。 （１）～（５） 略 ３ 略 _____ _____ _____ _____ _____ ４ 略 ５ 略 第５条～第７条 略 （口頭審理） 第８条 略 ２～４ 略 ５ 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない _____。 （１）～（３） 略 ６～８ 略 第９条～第１４条 略	第１条～第３条 略 （審査の申出） 第４条 略 ２ 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 （１）～（５） 略 ３ 略 ４ <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u> ５ 略 ６ 略 第５条～第７条 略 （口頭審理） 第８条 略 ２～４ 略 ５ 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。 （１）～（３） 略 ６～８ 略 第９条～第１４条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和３年１０月１日から施行する。

議案第 3 号

富谷市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

富谷市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年富谷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

押印等の見直しにより改正するもの。

富谷市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

富谷市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和２６年富谷町条例第２号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第１条 略 （服務の宣誓） 第２条 新たに職員となった者は _____ _____ _____ _____ _____, 別記様式による宣誓書を任命権者に提出しなければならない_____。 ２ 前項の規定による宣誓書の提出は、職員が<u>その職務に従事する前にするものとする。ただし、天災その他任命権者が定める理由がある場合において、職員が同項の規定による宣誓書の提出をしないでその職務に従事したときは、その理由がやんだ後速やかにすれば足りる。</u> 第３条 略	第１条 略 （服務の宣誓） 第２条 新たに職員となった者は、<u>任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）第１条及び第２条に規定する職員にあつては、教育委員会。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</u> 第３条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

附 則

この条例は、令和３年１０月１日から施行する。

議案第 4 号

富谷市手数料条例の一部改正について

富谷市手数料条例（平成 12 年富谷町条例第 13 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市手数料条例の一部を改正する条例

富谷市手数料条例（平成１２年富谷町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			現 行		
第１条～第７条 略			第１条～第７条 略		
別表（第２条関係）			別表（第２条関係）		
手数料を徴収する事務	金額	摘要	手数料を徴収する事務	金額	摘要
略	略		略	略	
１２ 略	略		１２ 略	略	
_____	_____		１３ 個人番号カード の交付	１枚につき８０ ０円	
１３ 略	略		１４ 略	略	
１４ 略	略		１５ 略	略	
１５ 略	略		１６ 略	略	
１６ 略	略		１７ 略	略	
１７ 略	略		１８ 略	略	
１８ 略	略		１９ 略	略	
１９ 略	略		２０ 略	略	
２０ 略	略		２１ 略	略	
２１ 略	略		２２ 略	略	
２２ 略	略		２３ 略	略	
２３ 略	略		２４ 略	略	
２４ 略	略		２５ 略	略	
２５ 略	略		２６ 略	略	
２６ 略	略		２７ 略	略	
２７ 略	略		２８ 略	略	
２８ 略	略		２９ 略	略	
２９ 略	略		３０ 略	略	
３０ 略	略		３１ 略	略	
３１ 略	略		３２ 略	略	

改 正 後	現 行
附 則 1 ～ 3 略 _____ — _____ _____ _____ _____	附 則 1 ～ 3 略 <u>(手数料の徴収の特例)</u> <u>4 当分の間、個人番号カードの交付に係る手数料については、第2条の規定にかかわらず、徴収しない。ただし、再交付については、この限りではない。</u>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

富谷市高齢者，障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準
を定める条例の一部改正について

富谷市高齢者，障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定
める条例（平成25年富谷町条例18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
の一部改正に伴い，所要の改正を行うもの。

富谷市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成２５年富谷町条例１８号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
目次	目次
第1章 総則（第1条―第2条の2）	第1章 総則（第1条・第2条　）
第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造</u> （第3条―第11条）	第2章 <u>歩道等</u> （第3条―第11条）
第3章 <u>立体横断施設の構造</u> （第12条―第17条）	第3章 <u>立体横断施設</u> （第12条―第17条）
第4章 <u>乗合自動車停留所の構造</u> （第18条・第19条）	第4章 <u>乗合自動車停留所</u> （第18条・第19条）
第5章 <u>自動車駐車場の構造</u> （第20条―第30条）	第5章 <u>自動車駐車場</u> （第20条―第30条）
第6章 <u>旅客特定車両停留施設の構造</u> （第31条―第41条）	
第7章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u> （第42条―第46条）	第6章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u> （第31条―第35条）
附則	附則
第1条 略 （定義）	第1条 略 （定義）
第2条 この条例において使用する用語は、法及び <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u> （平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。 <u>（災害等の場合の適用除外）</u>	第2条 この条例において使用する用語は、法及び <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u> （平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。
第2条の2 <u>災害等のため一時使用する旅客特</u>	

改 正 後	現 行
<u>定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。</u> 第 2 章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造</u> (歩道) 第 3 条 道路（自転車歩行者道を設ける<u>道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。</u>）には、歩道を設けるものとする。 (有効幅員) 第 4 条 歩道の有効幅員は、富谷市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成 25 年富谷町条例第 17 号。<u>以下「道路構造条例」という。</u>）第 11 条第 3 項に規定する幅員の値以上とするものとする。 2 <u>自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例</u>第 10 条第 2 項に規定する幅員の値以上とするものとする。 3 <u>自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第 40 条第 1 項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u> 4 <u>歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第 41 条第 1 項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u> 5 <u>歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交</u>	第 2 章 <u>歩道等</u> _____ (歩道) 第 3 条 道路（自転車歩行者道を設ける<u>道路を</u>_____除く。）には、歩道を設けるものとする。 (有効幅員) 第 4 条 歩道の有効幅員は、富谷市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成 25 年富谷町条例第 17 号_____）第 11 条第 3 項に規定する幅員の値以上とするものとする。 2 <u>自転車歩行者道の有効幅員は、富谷市道路の構造の技術的基準等を定める条例</u>第 10 条第 2 項に規定する幅員の値以上とするものとする。 3 <u>歩道又は自転車歩行者道</u>_____（以下「歩道等」という。）<u>の有効幅員</u>_____は、当該歩道等の_____高齢者、障害者等の交

改 正 後	現 行
通の状況を考慮して定めるものとする。 (舗装) 第5条 <u>歩道等又は自転車歩行者専用道路等の</u>舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 <u>歩道等又は自転車歩行者専用道路等の</u>舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。 (勾配) 第6条 <u>歩道等又は自転車歩行者専用道路等の</u>縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。 2 <u>歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配</u>は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。 第7条・第8条 略 (横断歩道に接続する歩道等の部分) 第9条 略 2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、<u>車椅子</u>を使用している者（以下「<u>車椅子</u>使用者」という。）が円滑に回転できる構造とするものとする。	通の状況を考慮して定めるものとする。 (舗装) 第5条 <u>歩道等</u>の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 <u>歩道等</u>の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。 (勾配) 第6条 <u>歩道等</u>の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。 2 <u>歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配</u>は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。 第7条・第8条 略 (横断歩道に接続する歩道等の部分) 第9条 略 2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、<u>車いす</u>を使用している者（以下「<u>車いす</u>使用者」という。）が円滑に回転できる構造とするものとする。

改 正 後	現 行
第10条 略 (排水溝) 第11条 歩道等に排水溝を設ける場合においては、つえ、<u>車椅子</u>の車輪等が落ちない構造の蓋を設けるものとする。 第3章 <u>立体横断施設の構造</u> 第12条 略 (エレベーター) 第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。 (1) <u>籠</u>の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。 (2) 前号の規定にかかわらず、<u>籠</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、<u>車椅子</u>使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する<u>籠</u>の出入口を音声により知らせる<u>設備</u>が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。 (3) <u>籠</u>及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。 (4) <u>籠</u>内に、<u>車椅子</u>使用者が乗降する際に<u>籠</u>及び昇降路の出入口を確認するための鏡	第10条 略 (排水溝) 第11条 歩道等に排水溝を設ける場合においては、つえ、<u>車いす</u>の車輪等が落ちない構造の蓋を設けるものとする。 第3章 <u>立体横断施設</u> 第12条 略 (エレベーター) 第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。 (1) <u>かご</u>の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。 (2) 前号の規定にかかわらず、<u>かご</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、<u>車いす</u>使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する<u>かご</u>の出入口を音声により知らせる<u>装置</u>が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。 (3) <u>かご</u>及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。 (4) <u>かご</u>内に、<u>車いす</u>使用者が乗降する際に<u>かご</u>及び昇降路の出入口を確認するための鏡

改 正 後	現 行
を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。 (5) <u>籠</u> 及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は<u>籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。</u> (6) <u>籠</u> 内の左右両側の側板に手すりを設けること。 (7) <u>籠</u> 及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。 (8) <u>籠</u> 内に、<u>籠</u> が停止する予定の階及び<u>籠</u> の現在位置を表示する<u>設備</u>を設けること。 (9) <u>籠</u> 内に、<u>籠</u> が到着する階並びに<u>籠</u> 及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる<u>設備</u>を設けること。 (10) <u>籠</u> 内及び乗降口には、<u>車椅子</u>使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。 (11) <u>籠</u> 内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。 (12) 略 (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する<u>籠</u> の昇降方向を音声により知らせる<u>設備</u>を設けること。ただし、<u>籠</u> 内に<u>籠</u> 及び昇降路の出入口の戸が	を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。 (5) <u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、<u>かご外からかご内が</u> <u>視覚的に確認できる構造とすること。</u> (6) <u>かご</u>内の左右両側の側板に手すりを設けること。 (7) <u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。 (8) <u>かご</u>内に、<u>かご</u>が停止する予定の階及び<u>かご</u>の現在位置を表示する<u>装置</u>を設けること。 (9) <u>かご</u>内に、<u>かご</u>が到着する階並びに<u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる<u>装置</u>を設けること。 (10) <u>かご</u>内及び乗降口には、<u>車いす</u>使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。 (11) <u>かご</u>内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。 (12) 略 (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する<u>かご</u>の昇降方向を音声により知らせる<u>装置</u>を設けること。ただし、<u>かご</u>内に<u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸が

改 正 後	現 行
開いた時に<u>籠</u>の昇降方向を音声により知らせる<u>設備</u>が設けられている場合においては、この限りでない。 (傾斜路) 第 1 4 条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。<u>以下この条において同じ。</u>）は、次に定める構造とするものとする。 (1)～(10) 略 第 1 5 条～第 1 7 条 略 第 4 章 <u>乗合自動車停留所の構造</u> 第 1 8 条・第 1 9 条 略 第 5 章 <u>自動車駐車場の構造</u> 第 2 0 条・第 2 1 条 略 (出入口) 第 2 2 条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。 (1) 略 (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を 1.2 メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1 以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては<u>車椅子</u>使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (3) <u>車椅子</u>使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。 (通路)	開いた時に<u>かご</u>の昇降方向を音声により知らせる<u>装置</u>が設けられている場合においては、この限りでない。 (傾斜路) 第 1 4 条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。<u>以下</u> _____ 同じ。）は、次に定める構造とするものとする。 (1)～(10) 略 第 1 5 条～第 1 7 条 略 第 4 章 <u>乗合自動車停留所</u> _____ 第 1 8 条・第 1 9 条 略 第 5 章 <u>自動車駐車場</u> _____ 第 2 0 条・第 2 1 条 略 (出入口) 第 2 2 条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。 (1) 略 (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を 1.2 メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1 以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては<u>車いす</u>使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (3) <u>車いす</u>使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。 (通路)

改 正 後	現 行
第 2 3 条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち 1 以上の通路は、次に定める構造とするものとする。 (1) 略 (2) <u>車椅子</u>使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。 (3) 略 第 2 4 条～第 2 8 条 略 第 2 9 条 前条第 2 項第 1 号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。 (1)・(2) 略 (3) 出入口には、<u>車椅子</u>使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。 (4)・(5) 略 (6) <u>車椅子</u>使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。 2 前条第 2 項第 1 号の便房は、次に定める構造とするものとする。 (1) 出入口には、<u>車椅子</u>使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (2)～(4) 略 3 略 第 3 0 条 略 第 6 章 <u>旅客特定車両停留施設の構造</u> <u>(通路)</u> 第 3 1 条 <u>公共用通路（旅客特定車両停留施設に</u>	第 2 3 条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち 1 以上の通路は、次に定める構造とするものとする。 (1) 略 (2) <u>車いす</u>使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。 (3) 略 第 2 4 条～第 2 8 条 略 第 2 9 条 前条第 2 項第 1 号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。 (1)・(2) 略 (3) 出入口には、<u>車いす</u>使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。 (4)・(5) 略 (6) <u>車いす</u>使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。 2 前条第 2 項第 1 号の便房は、次に定める構造とするものとする。 (1) 出入口には、<u>車いす</u>使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (2)～(4) 略 3 略 第 3 0 条 略

改 正 後	現 行
<u>旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。</u> <u>(1) 有効幅員は1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回できる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。</u> <u>(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</u> <u>ア 有効幅は90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。</u> <u>イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</u> <u>(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</u> <u>2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化さ</u>	

改 正 後	現 行
<u>れた通路」という。)において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</u> <u>3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第33条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第34条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。</u> <u>4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。</u> <u>(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</u> <u>(2) 段差を設ける場合は、当該段差は次に定める構造とすること。</u> <u>ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分と</u> <u>の色の輝度比が大きいこと等により段差</u>	

改 正 後	現 行
<u>を容易に識別できるものとする。</u> <u>イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</u> <u>(出入口)</u> <u>第 3 2 条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。</u> <u>(1) 有効幅は 9 0 センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、8 0 センチメートル以上とすることができる。</u> <u>(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</u> <u>ア 有効幅は 9 0 センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、8 0 センチメートル以上とすることができる。</u> <u>イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</u> <u>(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設けている場合においては、この限りでない。</u> <u>(エレベーター)</u> <u>第 3 3 条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</u> <u>(1) 籠の内法幅は 1. 4 メートル以上とし、内法奥行きは 1. 3 5 メートル以上とするこ</u>	

改 正 後	現 行
<u>と。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。</u> <u>(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。</u> <u>(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあっては、この限りでない。</u> <u>2 第13条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。</u> <u>3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。</u> <u>(傾斜路)</u> <u>第34条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u> <u>(1) 有効幅員は1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。</u> <u>(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とするこ</u>	

改 正 後	現 行
<u>と。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、12パーセント以下とすることができる。</u> <u>(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。</u> <u>2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</u> <u>3 第14条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。</u> <u>(エスカレーター)</u> <u>第35条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。</u> <u>(1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。</u> <u>(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。</u>	

改 正 後	現 行
<u>(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。</u> <u>(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。</u> <u>2 第15条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。</u> <u>3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。</u> <u>(階段)</u> <u>第36条 第17条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路における階段について準用する。</u> <u>(乗降場)</u> <u>第37条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。</u> <u>(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</u> <u>(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</u> <u>(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は</u>	

改 正 後	現 行
<u>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、２パーセント以下とすることができる。</u> <u>(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。</u> <u>(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</u> <u>(運行情報提供設備)</u> <u>第３８条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。</u> <u>ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u> <u>(便所)</u> <u>第３９条 第２８条から第３０条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第２９条第１項中「第２３条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第２３条各号」と読み替えるものとする。</u> <u>(乗車券等販売所、待合所及び案内所)</u>	

改 正 後	現 行
<u>第40条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。</u> <u>(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第31条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。</u> <u>(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</u> <u>ア 有効幅は80センチメートル以上とすること。</u> <u>イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。</u> <u>(ア) 有効幅は80センチメートル以上とすること。</u> <u>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。</u> <u>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</u> <u>(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</u> <u>2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。</u> <u>3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものと</u>	

改 正 後	現 行
<u>する。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。</u> <u>(券売機)</u> <u>第 4 1 条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち 1 以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。</u> <u>第 7 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u> <u>(案内標識)</u> <u>第 4 2 条 略</u> <u>2 略</u> <u>3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第 5 項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。</u> <u>4 前項の案内標識は、日本産業規格 Z 8 2 1 0 に適合するものとする。</u> <u>5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第 3 1 条第 3 項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）</u>	<u>第 6 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u> <u>(案内標識)</u> <u>第 3 1 条 略</u> <u>2 略</u>

改正後	現行
<u>の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</u> <u>6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。</u> (視覚障害者誘導用ブロック) <u>第43条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路</u>には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。 <u>2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第13条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第40条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。</u>	(視覚障害者誘導用ブロック) <u>第32条 歩道等</u>，立体横断施設の通路，乗合自動車停留所<u>及び自動車駐車場</u>の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

改 正 後	現 行
<u>3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u> <u>4 略</u> <u>5 略</u> <u>6 略</u> (休憩施設)	<u>2 略</u> <u>3 略</u> <u>4 略</u> (休憩施設)
<u>第44条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等</u> には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 <u>2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</u> <u>3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。</u> (照明施設)	<u>第33条 歩道等</u> には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 (照明施設)
<u>第45条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設</u>には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の	<u>第34条 歩道等</u>及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の

改 正 後	現 行
路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。 2 乗合自動車停留所、<u>自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設</u>には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、<u>自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設</u>の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。 (防雪施設) 第46条 <u>歩道等、自転車歩行者専用道路等及び</u>立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。	路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。 2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場 _____ には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所<u>及び自動車駐車場の路面</u> _____ の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。 (防雪施設) 第35条 <u>歩道等 _____</u> 及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

教育委員会の教育長に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 及 川 芳 彦

生年月日

令和3年9月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

教育委員会教育長 及川芳彦の任期が、令和3年10月14日をもって満了するため、教育長として任命するもの。

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 境 野 修

生年月日

令和3年9月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 境野修は，令和3年12月31日をもって任期満了となるため。